

北海道地球温暖化防止対策条例の概要

【背景】 2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協調により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示された。

このサミット開催を契機として、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要がある。

【条例の目的】 (第1条)

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

【道の責務】(第3条)

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

【事業者の責務】(第4条)

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【道民の責務】(第5条)

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【観光旅行者等の協力】 (第6条)

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

地球温暖化防止に向けた具体的な取組

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条～第11条)

- ◆推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策
- ◆道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

【事業活動に関する取組】(第12条～第15条)

- ◆事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務
- ◆大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減に係る計画書・実績報告書の作成・提出⇒知事が公表

【再生可能エネルギーに関する取組】(第28条～第31条)

- ◆道⇒再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
- ◆事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
- ◆大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出⇒知事が公表

【自動車使用に関する取組】(第18条～第21条)

- ◆道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務
- ◆大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知
- ◆自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）

【森林保全等の取組】(第32条)

- ◆事業者・道民⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務
- ◆道⇒情報提供その他の措置

【機械器具使用に関する取組】(第22条・第23条)

- ◆温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
- ◆機械器具販売業者⇒器具を購入しようとする人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説明

【啓発・広報に関する取組】(第33条～第34条)

- ◆道⇒温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要な措置
- ◆事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆「北海道クールアース・デイ」の制定⇒温暖化防止の取組を集中的に実施

【建築物の新增築に関する取組】(第24条～第27条)

- ◆建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務
- ◆大規模建築物の新增築等を行うとする建築主⇒新增築時における建築物環境配慮計画書等の作成・提出⇒知事が公表

【その他の取組等】

- ◆行事・催し物等における環境配慮の取組の促進(第7条)
- ◆地球温暖化防止行動の促進や行動への支援(第16条)
- ◆環境物品等の購入等の促進(第17条)
- ◆冬期・夏期における取組の推進(第35条・第36条)
- ◆地産地消の推進(第37条)
- ◆顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表(第38条～第42条)

継続的な取組による低炭素社会の実現

北海道気候変動適応計画の概要

1 計画策定の背景、趣旨等

(1)策定の趣旨

- ・地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。
- ・このため、2018年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。



(2)計画の位置付け

- ・「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- ・「北海道環境基本計画」の個別計画
- ・「持続可能な開発目標 (SDGs)」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの

(3)計画期間

- ・概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。

2 気候の長期変化と将来見通し

- ・札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化」(2017年3月)及び「北海道地球温暖化予測情報」(2019年3月)を基に整理

これまでの長期変化	将来見通し (21世紀末)
<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温はおおよそ1.63°C上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温は20世紀末を基準に5°C程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 <p style="text-align: right;">など</p>

3 気候変動による影響

- ・国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理

農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

4 適応の推進方策

(1)適応の取組に関する基本方向

- ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進
- ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進
 - ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分野	主な取組の視点
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり
生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備

- イ 情報や知見の収集と適応策の検討
- ・国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討
- ウ 道民や事業者等の理解の促進
- ・対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施
 - ・事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進
- エ 推進体制の充実・強化
- ・法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討
 - ・庁内組織である「ゼロカーボン北海道推進本部」を活用した適応策の展開

(2)各主体の役割

区分	役割
道	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討 ・関係者と連携・協働した取組の推進 ・道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候リスク管理」の取組の推進 ・「適応ビジネス」の展開 など
道民	<ul style="list-style-type: none"> ・「適応」への理解と関心を深め、自ら実践
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の「適応」の取組の推進
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・道民に「適応」の取組を広める活動

(3)計画の進捗管理

- ・国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ

北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）の概要

（趣旨）

- ・ 中長期的な視点から本道全体の水素社会のあり方を示すビジョンを 2016 年に策定。
- ・ 道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、2020 年 3 月に改定。

（目標年次）

- ・ 2016 年度～2040 年度頃

1 基本的な考え方

【背景】

◀国の政策動向▶

- ◆ 水素基本戦略（2017 年 12 月策定）
 - ・ 将来目指すべき姿、官民が共有すべき方向性を規定
- ◆ 水素・燃料電池戦略ロードマップ（2019 年 3 月大幅改定）
 - ・ 基本戦略に掲げた目標実現のため、目指すべきターゲットを新たに設定

◀北海道の抱える課題▶

- ◆ CO₂ 排出量削減
- ◆ 再生可能エネルギーの活用
- ◆ 緊急時における電気・熱の確保

◀北海道の優位性▶

- ◆ 豊富な再生可能エネルギー（全国トップクラスのポテンシャル）
- ◆ 水素関連技術の開発・実証
- ◆ 事業化に適した立地環境

【目指す姿】

◎ 脱炭素社会、地球温暖化対策

- ◆ あらゆる分野で水素への理解・利用が進み、GHG が大幅に削減

◎ BCP 対策、国土強靱化

- ◆ 地域内で製造・備蓄された水素で災害時に生活・産業が継続可能

◎ エネルギーの地産地消

- ◆ 再エネで製造された水素が地域に安全・安価・安定的に供給

◎ 地域経済循環

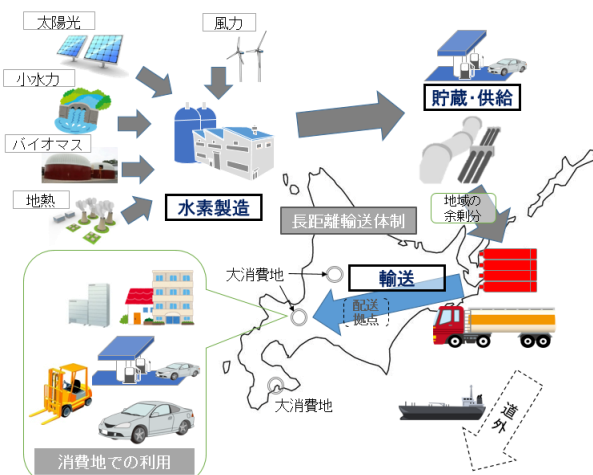
- ◆ 化石燃料の移入が減り、域際収支が改善

◎ 環境産業の育成・振興

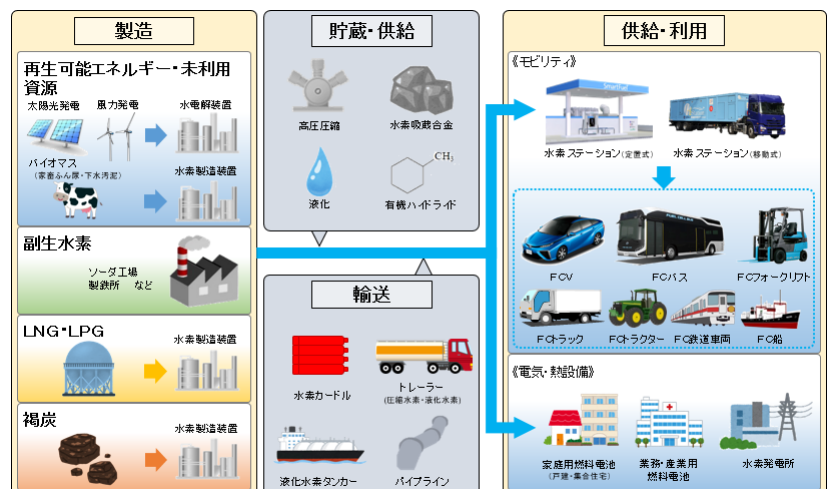
- ◆ 道内の水素関連産業が振興され、地域経済が活性化

2 施策の展開(3 本柱)

- ◎ 地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築
- ◎ 脱炭素で安全・安心な地域づくり
- ◎ 環境産業の育成・振興



【サプライチェーン広域展開イメージ】



【2040 年度頃のサプライチェーンのイメージ】

3 ビジョンの推進

- 関連企業・団体・市町村との連携
- 「水素サプライチェーン構築ロードマップ」による具体的な取組の着実な推進

水素サプライチェーン構築ロードマップ（改定版）

(背景)

- ・地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築を推進するため、当面の手立てとスケジュールを示す水素サプライチェーン構築ロードマップを2016年に策定。
- ・北海道水素社会実現戦略ビジョンの改定、道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、ロードマップを2020年12月に改定。

1 ロードマップの趣旨

- ・2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を目指して、ビジョンの目標年次である2040年度に向け、水素利用機器の導入促進や地域特性を活かした水素利用の展開を推進。
- ・東京オリ・パラや大阪・関西万博などの国際イベント開催の機会を捉え、本道の取組を広く発信し、実証事業や試験研究の誘致など、水素社会の実現に向けた機運を醸成する。

2 水素サプライチェーン構築に向けた展開

